

令和3年度 第1回習志野市環境審議会 会議録

- 1 開催日時 : 令和4年1月13日(木) 10:00~12:00
- 2 開催場所 : 習志野市役所庁舎分室(サンロード津田沼)6階 大会議室
- 3 出席者
 - 【会長】 千葉工業大学先進工学部生命科学科 教授 五明 美智男
 - 【副会長】 習志野市議会議員 宮内 一夫
 - 【委員】 習志野市議会議員 央 重則
習志野市議会議員 相原 和幸
千葉工業大学先進工学部 学部長 生命科学科 教授 村上 和仁
東邦大学理学部生命圏環境科学科 教授 朝倉 暁生
東邦大学理学部生命圏環境科学科 講師 今野 大輝
日本大学生産工学部環境安全工学科 教授 武村 武
日本大学生産工学部土木工学科 教授 佐藤 克己
習志野商工会議所 女性会 会長 田村 裕子
習志野商工会議所 女性会 副会長 伊藤 薫
JA千葉みらい習志野支店支部長会 会長 渡邊 勇
NPO 法人樹の生命を守る会 樹木医 松保護士 中村 元英
公募委員 香取 裕子
公募委員 三浦 由久
 - 【市職員】 都市環境部部長 神崎 勇
都市環境部参事 クリーンセンター所長 上野 久
都市環境部次長 内海 忠
クリーン推進課 課長 須藤 恒男
都市環境部 主幹 仲野 元
クリーン推進課 副主査 小田 和房
 - 【事務局】 環境政策課 課長 伊東 尚志
係長 篠宮 ちさ
主任主事 永田 純
主任主事 三橋 一輝
主事補 重黒木 優実
 - 【欠席委員】 習志野市医師会 医師 吉岡 敏江
習志野市連合町会連絡協議会 書記 熊倉 正夫

傍聴人 : 6名

4 議題

会議の公開

会議録の作成等

会議録署名委員の指名

報告事項

習志野市一般廃棄物処理基本計画（案）について

（一般廃棄物処理基本計画策定部会から中間報告）

その他 日程について

5 会議資料

資料1 習志野市一般廃棄物処理基本計画（案）へいただいた意見と市の考え方

資料2 習志野市一般廃棄物処理基本計画（案）

（習志野市環境審議会条例）

（習志野市環境審議会条例施行規則）

（令和2年度第2回習志野市環境審議会 会議録）

6 議事内容

・委員紹介

・職員紹介

開会

第1 会議の公開

第2 会議録の作成等

第3 会議録署名委員の指名

第4 報告事項

習志野市一般廃棄物処理基本計画（案）について

（一般廃棄物処理基本計画策定部会より中間報告）

第5 その他 日程について

閉会

<会議概要>

第4 報告事項

（今野部会長）

- ・去る令和3年12月16日に開催した第5回部会において、発言権のない傍聴席から、傍聴に際しての遵守事項のルールを逸脱し、答申案の決議に関する個人的な見解をはじめ部会の審議を滞らせるような内容の発言が複数回繰り返された。

- ・本部会は、本審議会から選出されて構成された部会員 5 名が令和 2 年度 2 月から数えて合計 6 回にわたり、重責を担うべく真摯に審議を重ねてきた。
- ・部会の進行を司る私の責任でもあるため、この場をお借りして審議会委員の皆様にご報告する。

(五明会長)

- ・只今部会長より報告のあった案件について、事務局において事実と相違ないか。

(事務局)

- ・相違ない。

(宮内副会長)

- ・第 5 回の部会において、不穏当な発言があったことは認める。
- ・しかし、審議会への報告なしにパブリックコメントをかけた決議を取ろうとしていたため、あの発言がなければこの審議会は行われていなかった。この点はどう考えているのか。

(今野部会長)

- ・央委員や三浦委員からの、部会員として一度環境審議会に中間報告をした方が良いのではないかというご意見のもと、決議をして今回に至る。

(宮内副会長)

- ・昨年 2 月、審議会が市長から諮問を受けたが、審議会委員はパブリックコメントをかけることも知らされず、部会の中で全て決議して答申するということが不満である。

(五明会長)

- ・会長の同意を得て部会の決議を審議会の答申とすることは、しっかり条例の規則に則っている。
- ・しかし、審議会に中間報告をし、今回委員の皆様全員から忌憚のないご意見をいただくことが大変重要であると決議した。本日もご報告いただく内容について多くの皆様から意見をいただきたい。

(宮内副会長)

- ・本日、審議会条例と規則の資料が出ているが、部会に移行する時の説明と資料が出ていないため、議事録の資料提出を求める。

《事務局より「令和2年度第2回習志野市環境審議会 会議録」配布・説明》

(宮内副会長)

- ・ 条例の説明がされた時、第8条第2項の説明がされなかった。

(五明会長)

- ・ 議事録を拝見すると、条例に基づいた説明も一部ある。
- ・ 今後環境審議会の中で重要な案件については、常に委員の皆様にも条例規程を確認していただきながら進めることを再確認しておきたい。

(央委員)

- ・ この条例では、重要な案件を審議会に戻して報告したり、審議したりするということが読めない。答申する際、条例の改正について会長から市長に申し出て欲しい。

(五明会長)

- ・ そのようなことについては、また別の機会に事務局と相談し、今はこの会議で央委員からご提言があったということを確認しておきたい。

(神崎部長)

- ・ 先程の副会長からお話のあった条例の第8条第2項について、会議録の中での説明は漏れてしまったが、事務局としてこの部分を省くということは考えていなかったため、そこはご理解いただきたい。
- ・ 央委員からの条例の改正については、この場での議論ではなく、別途検討したいと考えている。

(宮内副会長)

- ・ 意図があったかどうかではなく、説明がなかったことが問題である。

(相原委員)

- ・ これまで6回の部会の途中経過を見ていたが、しっかりと議論し尽くされている。
- ・ 答申案を作っていたら部会であるため、パブリックコメントを含め基本的に条例に則って部会で決議し、審議会承認すれば進めていただければ良いのではないか。

(相原委員)

- ・ 条例がもともとあつての審議会である。この条例についての言いたいことは、また、別の機会だと思う。

(暫時休憩)

(暫時休憩終了)

(五明会長)

- ・ 部会長より審議会より付議された諮問に対する報告をお願いする。

【説明概要『習志野市一般廃棄物処理基本計画（案）について（一般廃棄物処理基本計画策定部会より中間報告）』】

(今野部会長)

- ・ 資料1は部会で審議の上作成したパブリックコメントの結果である。
- ・ 実施期間は令和3年11月1日から30日までであり、計3名の市民から32件のご意見が寄せられた。
- ・ 主な意見は、ごみ処理に対する受益者負担の制度導入に関すること、推進体制と進行管理に関すること、清掃工場の更新の基本的方向性である。
- ・ 第5回の部会で確認した結果、部会員より「市の考え方」の中の分かりにくい言葉に適宜注釈を使用すること、語気の強い表現の修正を求めた。

(仲野都市環境部主幹) 補足説明

- ・ 今回の一般廃棄物処理基本計画について、基本方針の「持続可能な循環型社会を構築し、市民・事業者・市が一体となって取り組むとともに、すべての主体がごみ処理に参加し、それぞれの役割を果たし、環境負荷のできる限り少ないごみ処理体系の実現を目指す」ものであり、サブタイトルとして「持続可能な清掃行政をめざす10年計画」というテーマを掲げ、部会で検討していただいた。
- ・ 本計画の検討に当たり、取り組むべき事項を7つのポイントに絞って検討した。
- ・ 1点目は、基本方針1「環境負荷の少ない循環型社会の構築」であり、3Rのうち2R（リデュース・リユース）の施策を充実させてごみの減量化をさらに推進し、令和13年には1人当たり排出するごみの量を7%削減するという目標を定めた。中でも重要な家庭利用ごみについて、厨芥ごみがかなり減量化できる生ごみの水切りや紙の資源化等の施策或いは啓発活動を更に推進するものである。
- ・ 2点目は、基本方針2「適正処理の推進」であり、廃棄物の安全安定的な適正処理

体制の更なる推進を図るもの。

ペットボトルに関しては、全市域でネット袋収集を実施したい。

ビン・缶に関してもそれぞれ専用ネット袋による分別収集が望ましいが、現在の処理施設では設備改修が必要であるため、設備の更新時期に合わせて効率的な処理体制を検討する。

- ・ 3点目は、基本方針3「ごみ処理に対する受益者負担の制度導入」であり、国としても経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を図るため、一般廃棄物処理の有料化を進めるべきであるという施策の方針が出ている。

受益者負担の導入は市民生活に係ることとなり、この制度の収入について清掃行政に特定した財源という制度構築の貴重なご意見もあるため、パブリックコメントでのご意見も踏まえて今後の検討の参考にしたいと考えている。

- ・ 4点目は、ごみ処理施設の整備方針①「既存施設の老朽化に伴い、施設の建て替えを行う」ということである。

- ・ 5点目は、ごみ処理施設の整備方針②「災害時等の対応を考慮し、周辺自治体と広域化はせず、本市単独で施設を所有する」ことについて、東日本大震災の際に独自の処理施設を持つ本市は良い形でごみ処理ができたこともあり、広域化はせず本市単独で施設を所有するということである。

周辺自治体の千葉市と船橋市については既に新しい清掃工場を確保しているが、八千代市においては担当の方に確認したところ、地理的、効率的な問題もあり、現時点で広域化は検討していないとのことであった。

- ・ 6点目は、ごみ処理施設の整備方針③「建て替えは、現在のクリーンセンターの敷地内で行う」については、現在のクリーンセンターの敷地は3.6haほどあり、昭和56年に都市計画決定もされているため、旧清掃工場の跡地に新しい清掃工場を建て替えると考えている。

清掃工場の更新については、二酸化炭素排出量の十分な検討や現在の清掃工場が熔融炉であること等といった貴重なご意見をパブリックコメントでいただいているため、検討の参考にさせていただく。

- ・ 7点目は、「生活排水処理基本計画」の基本方針1「公共下水道を中心とした生活排水処理の促進」、基本方針2「将来の処理量を見据えたし尿処理」についてである。

近年、習志野市内では下水道がかなり普及しているが、一部の地域ではし尿処理について汲み取りを行っている部分があるため、公共下水道施設については計画的に整備を行い、その区域には公共下水道への接続を促進する指導を継続する。し尿処理の汲み取りにかかる費用は市税で賄われているため、地理的、地形的な条件で物理的に接続ができない世帯を除き、整備が行われたにも関わらずし尿処

理の汲み取りを継続する住民には、清掃行政の観点から相応の負担を求める制度を創設する等、既に下水道を接続した住民との公平性を保つ必要がある。
本計画について、令和4年度が計画初年度であり、令和8年度が中間目標年度となっているため、計画策定後に検討を進めていく中で、必要に応じて修正や見直しを行おうと考えている。

《質問等》

(宮内副会長)

- ・ 市民の意識を調査したというくだりがあるが、具体的にどのような内容でやったのか資料要求する。

(上野クリーンセンター所長)

- ・ 今、副会長の方から資料要求があったものは、おそらく、令和元年度に行った、市民意識調査である。環境に向けての物であるので、これについては既に取りまとめられている。皆様に、後日、提出する。

(暫時休憩)

(暫時休憩終了)

(五明会長)

- ・ 先程の資料請求については質問の一環として、事務局からの対応というところで回答する。今回は、審議会に是非質問等いただきたいというところもありますので、積極的なご意見をいただきたい。

(朝倉委員)

- ・ 受益者負担を促した場合、大量排出の点においてはコントロールすることが可能だが、ごみ出しのルール、分別という点に関しては、有料化でコントロールしにくく、市民の方々にうまく伝わらないのではないか。
- ・ 有料化するほど案件が増える可能性もあり、やはり不適正排出を有料化だけで対応することには限界があるため、きちんと説明した方が良く考える。

(上野クリーンセンター所長)

- ・ 今現在、ごみを袋に入れて出さないというそもそもの誤りがあり、ごみ袋やシール等の全市的に統一したものが無いと徹底できないこともあるため、不適正排出

に寄与すると考える。

- ・ 今後、ごみによって袋やシールを分けたり、国が高齢化社会に向けて進めている戸口収集等の手法も検討すべきであるとする。

(五明会長)

- ・ 受益者負担でコントロールできないというのは貴重な意見である。

(今野部会長)

- ・ 次回の部会の参考にし、審議を進めさせていただく。

(朝倉委員)

- ・ 公平性について他市の事例を取ると、市内外や家庭系と事業系の問題等が挙げられるため、公平性の中身についても具体的に触れた方が良く考える。
- ・ 受益者負担によってごみの排出が避けられない小さな子供のいる家庭や貧困家庭が受ける影響を考え、配慮する必要がある。

(今野部会長)

- ・ 本計画案はあくまで基本的な方向性を定めることを目的とし、どのような形にするかは今後の検討事項となっているが、貴重な御意見として部会で審議する。

(渡邊委員)

- ・ 清掃工場がなくなる1番の心配は地震。埋立地で地盤が弱く海に近いので、その対策ができるのか。
- ・ 今現在、感染力の強いものが発生している中で人員の確保が難しいと言われていたが、今後そのような対応はどうするのか。

(今野部会長)

- ・ 災害について、2011年の震災の際に広域化せず問題なく処理でき、更新する際も本市単独で施設を所有すると思うが、埋立地であることに関しては考えが抜けていたため、事務局とデータを見ながら議論していく。
- ・ 人為的問題に関して、例えば、分別の種類が増加やオートメーション化等、今後の色々な時代背景を考え、随時検討していく。

(上野クリーンセンター所長)

- ・習志野市の場合、清掃工場が1ヶ所のみであり、稼働できない時期については、近隣市への行政間での協力体制がとれている。

(宮内副会長)

- ・有料化して不適正排出されると、自治体の人々が処理することになり、返って困ることがあるため、かなり議論した方が良い。
- ・受益者負担と有料化の意味合いは違うが、有料化について注意書きを書かなければ、市民の方は混乱してしまうのではないかと。
- ・有料化しないと決めている自治体が千葉県内にもあるが、部会で調査研究はされたのか。

(今野部会長)

- ・有料化のメリット・デメリットは、事務局と整理しながらを議論していきたい。
- ・受益者負担という言葉がある種独り歩きしてしまうところもあると思うが、あくまで計画案であるため、計画が策定された後に啓発活動をきちんと行う。
- ・有料化していない自治体の事例も、事務局と調査をして事例を確認し議論する。

(宮内副会長)

- ・有料化を一度やめて、呼びかけや丁寧な説明、減量の具体的な提案等を改善し、不適正排出が減ったという流山市の自治体の例がある。
- ・やはり、習志野市の有料化の目的が何かはっきりしておらず、具体的に市民の心に響くような説明もされていない。その点はどうか。

(今野部会長)

- ・市民が市政に対する不信感などを抱くこともあると思うが、受益者負担を導入するのであれば、我々としても納得していただきたい。
- ・どうすれば市民の皆様にご理解していただけるか、きちんと議論していきたい。

(宮内副会長)

- ・習志野市の場合、市民に対しての啓発ひとつを取っても、本当に減量化に真剣に取り組まなければならないということが伝わるかが問題であると思う。
- ・受益者負担の導入の理由はどのように議論されたのか。

(上野クリーンセンター所長)

- ・流山市の件については、次回の部会までに情報収集して部会員に共有する中で協議をさせていただく。
- ・市民の頑張っているというご意見、集積所を管理する町会の方からの困っているというご意見、どちらとも伺っているが、必要なのは一般廃棄物処理基本計画や清掃工場を見通してのことであり、有料化の制度設計はこれからである。
- ・習志野市の事例を以って、どこから手をつけるべきかということ部会の方で進めてきたということをご理解いただければと思う。

(香取委員)

- ・宮内副会長からの意見に対し、まちづくり会議に出席しての説明だとか、市民に対して（啓発は）一歩前進したと思われる。
- ・まちづくり会議に出席された自治会から市民に啓発していただくなど、どのようにその啓発をより一層多くの方々に伝えていくかがとても大事。
- ・広報紙での継続的な掲載やネット社会での啓発など、できる限り経費をかけずに目に留まるような啓発活動を行うことも必要だと考える。
- ・ヨーカドーやイオンの機械でポイントがたまるペットボトル回収のシステムのように、事業者の方の協力を得て、皆様にもフィードバックしながらごみを減らしていくということも考えていけたら良いと思う。

(五明会長)

- ・冒頭で審議会の手続きの話が出たが、今の話はプロセスや市民とのコミュニケーション等といった啓発のご提案であるため、今後、具体化していく中で活かしていただきたい。

(佐藤委員)

- ・基本方針の「持続可能な清掃行政を目指す10年計画」において、非常に短い言葉で端的に行政を表していると思う。
- ・東京の自治体の例のように、ごみの知識のない人やルールを守らない人が、秩序を保ち有料化を施行している方々の負担となっていることを、行政として市民に知らせる努力をし、市民が納得のいく施策や行政にしていきたい。

(宮内副会長)

- ・ごみ行政は市が介在して行う非常に難しい事業であるため、もう少し具体的に考えて欲しい。
- ・先程、質問した有料化の件だが、もう一度説明をお願いしたい。

(上野クリーンセンター所長)

- ・ 収集処理は自治体の責務であり、市税で賄っている。ごみの排出量に応じた受益に関しては、相応の格差をつけるべきだと考えている。
- ・ 金額や手段については、先程のとおり制度設計の話になる。
- ・ 例えば、金額が異なる 40 リットルと 20 リットルの袋がある場合、40 リットルで済みそうか判断する中で、自分で努力して減量してもらうことを目的とし、国の経済的インセンティブも考慮して基本計画の案をまとめている。

(中村委員)

- ・ 私は東習志野 8 丁目に在住しているが、ごみ出しも掃除もきちんと行っており、茶色い有料袋も 2~3 割の方が使用している。
- ・ こちらの町会としては今現在、本来は樹木を植えて都市緑化をする場所であるグリーンベルトや道路がごみ置き場となってしまっているため、ごみ出しよりもごみの置き場所を根本的に都市計画として考えなければならないと思っている。
- ・ この問題を解決してもっと樹木を植えれば、街がきれいになると考えている。

(五明会長)

- ・ ご意見を総括すると、全体像を描くという意味で非常に具体性に欠ける部分があり、今のごみの置き場所のような細部のことも考えていかなければならない。
- ・ やはり基本計画は固く、市民への伝えやすさというものが重要だと思う。

(宮内副会長)

- ・ ごみ質の問題で、紙や布は約 50%、プラスチックは約 30%とあるが、コンビニでレシートが分別されないで捨てられている事例もあるため、もっと本格的かつ具体的にごみ質の改善を示していただきたい。

(五明会長)

- ・ これからの対応のご意見として伺っておきたいと思う。

(宮内副会長)

- ・ 生産者や国に求める責任の記載がない。
- ・ 個人や市民の責任という発想ではなく、むしろ行政や生産者側の責任を議論しないと、違った方向へ引っ張られてしまう気がする。

(五明会長) 今後の流れについて

- ・この度報告のあった「一般廃棄物処理基本計画（案）」に関しては、部会にて、改めて審議し、答申案が諮られることになる。
- ・答申案は部会長から私に報告され、本日のご意見を踏まえて環境審議会条例第8条「部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。」ことに基づき、会長である私が同意することについて判断する。
- ・同意を決した際、同条例第8条第2項「会長は、前項の同意をしたときは、その同意に係る決議を審議会に報告するものとする。」とあり、市長に対し答申する前に審議会に報告しなければならないこととなっているため、私より皆さんに同意の旨報告させていただく。
- ・同条例の施行規則第6条第2項によると、会長からの報告は「審議会の会議を招集又は当該部会に属さない委員に文書をもって通知する方法」この2つが選択できるようになっているが、部会の決議に私が同意した場合、その答申は部会からの報告と、本日の皆様のご意見を経たものとなる。
- ・私から皆様への同意に係る報告について、書面又は改めて本会議の招集、いずれかで行うため、採決を取る。

《採決》

《賛成多数》

- ・賛成多数である、書面での報告をするものと決する。
- ・内容に反対意見があると付記して欲しいという意見があったため、他の意見同様、部会の方で改めて審議していただきたい。

第5 その他 日程について

(事務局)

- ・令和3年度第6回の部会の開催が予定されていることから、今後のスケジュールについて、2月初旬ごろを目安に後日日程調整させていただく。
- ・詳細はまた改めて報告する。